

令和5年10月19日提出

ふるさと納税 お礼品(シャインマスカット)について

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	
場所	
内容	<p>1 経過</p> <p>令和5年度ふるさと納税お礼品「シャインマスカット」について、シャインマスカットが不作との報道を受け、令和5年4月6日に掲載を止めた。</p> <p>令和5年10月6日、報道機関から市へ「シャインマスカット」の産地に関する情報提供があった。市は、委託事業者が返礼品提供事業者に品質証明を提出させているため、諫早市産と認識していたが、改めて委託事業者に確認を行った。</p> <p>同年10月11日、委託事業者から次の報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none">① シャインマスカットはすべて諫早市産ではなく長崎県産であった。長崎県産であれば諫早市のお礼品として問題ないと認識していた。② シャインマスカットは、全6社のサイトで掲載されているが、このうち「諫早市産」と掲載していたのは、「さとふる」のみである。(令和4年11月30日から12月4日まで)③ 諫早市産と表記していた間の申込者に対しては電話にて長崎県産であることを説明して発送した。 <p>市は、委託事業者に対し、今後は総務省の基準を順守するよう指導した。お礼品が総務省基準に合致していないことについては、同省に報告する予定。</p> <p>2 再発防止策</p> <p>委託事業者に対し、総務省の返礼品基準を確認し、返礼品提供事業者にも徹底するよう指導していく。また、新規返礼品の承認依頼があった際には、市の関係部署(農林水産部など)と情報を共有し、市での生産状況などの確認を取ることとする。</p>
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 ふるさと納税推進室 担当:三宅 電話番号:0957-22-1500(内線3614) E-mail: furusatonouzei@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	